

当社の公開研修・講師派遣型研修のお申し込みにあたっては、当社「教育研修約款」の内容に同意する必要がありますので、下記内容をご確認・ご同意の上お申してください。

【 教 育 研 修 約 款 】

第1条（適用の範囲）

キャリアバンク株式会社 教育研修約款（以下「本約款」といいます）は、キャリアバンク株式会社（以下「甲」といいます）が各種研修プログラム（以下「研修プログラム」といいます）を利用者（以下「乙」といいます）に対して提供するにあたり、甲乙間で締結されるすべての研修プログラム利用の契約（以下「個別契約」といいます）に適用されるものとし、乙は、個別契約を締結し、研修プログラムを利用する場合は、本約款に同意したものとします。

第2条（契約の申し込みと成立）

1. 乙が甲に対して所定の申込様式（書類または電子申込システム）に必要な事項を記載のうえ提出・送信し、甲が当該申し込みを受け、受諾連絡を行った時点で個別契約が成立するものとします。

なお、個人情報等（第21条に定義）のご登録・ご提出等にご同意頂けず、必要事項にご記入・ご入力頂けない場合は、お申し込みを受け付けられない場合があります。

2. 前項の形式によらずに別途個別契約を締結する場合は、当該個別契約書に甲乙双方が調印することをもって個別契約が成立するものとしたします。

3. 第1項に規定する申込様式に乙が記載した事項その他の乙が甲に届け出た事項に変更が生じたときは、乙は、速やかに所定の方法により変更内容を届け出るものとします。

4. 乙が前項の届出を怠ったことにより甲から乙への連絡、通知等が乙に到達せず、又は遅延したために乙に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。

第3条（個別契約との関係）

第1条にかかわらず、甲乙間で個別契約を締結するに際し、本約款に定めのない内容もしくは本約款の内容と異なる内容を定める場合は、当該個別契約の内容が優先するものとしたします。

第4条（研修プログラムの内容）

甲が乙に対して提供する研修プログラムの内容は、次のとおりといたします。なお、(2) 講師派遣および(3) オンライン研修(4) その他業務に関する実施期間、実施内容、実施場所、料金等の個々の詳細については、別途甲乙間で協議のうえ定めるものとしたします。

(1) 公開講座

(2) 講師派遣型研修

(3) オンライン研修（オンライン公開講座を含む。以下、「オンライン研修」といいます）

(4) その他業務（人事・組織コンサルティング・調査業務等）

※詳しくは、当社のウェブサイトをご参照ください。

第5条（料金・諸費用）

1. 研修プログラムの料金（以下「研修料金」といいます）は、内容・時間等に応じて甲が定める料金によります。なお、研修料金には、税込表示のある場合を除き、別途消費税（地方消費税含む）がかかります。

2. 前項と併せ、研修実施に伴い発生する諸費用（交通費・宿泊費等の実費）については、乙の負担となります。ただし、甲乙協議のうえ別段の定めをした場合は、この限りではありません。

第6条（支払い）

1. 乙は、第4条1項1号に限り研修料金・諸費用について、甲が指定する期日までに甲指定の口座に振り込むか、所定の方法で入金するものとしたします。なお、甲が指定する期日までに、事前の申し出なく支払いがない場合は乙の都合による解約とみなし、甲は研修プログラム提供の中止等、必要な措置を講じうえ、乙より第7条に定めるキャンセル料を申し受けます。以外に関しては実施月末締め、翌月末払いとする。ただし、乙から申し出があった場合は、締め日、および支払日の変更については甲と協議の上、別途定めるものとします。

2. 本約款に定める研修料金・諸費用の支払いに関わる手数料ならびに甲から乙に対して返金する際の手数料は、すべて乙の負担となります。ただし、甲の責めに帰すべき事由のある場合は、この限りではありません。

第7条（変更・キャンセル）

1. 乙の都合により、研修プログラムを申し込み後に解約する場合、甲は、乙より以下のキャンセル料を申し受けます。

(1) 研修プログラム実施予定日の6営業日前まで…なし

(2) 研修プログラム実施予定日の5～前営業日前まで…研修料金の50%

(3) 研修プログラム実施予定日の当日…研修料金の100%

なお、公開講座（オンライン公開講座も含む）に限り、キャンセル料は3～前営業日までは料金の50%、当日は100%を申し受けます。

2. 講師派遣の解約に関しては、前項のキャンセル料に加え、交通費、宿泊費、会場等キャンセル料（手数料含む）、制作済み教材費等の研修準備費、見積書に記載された企画準備費、その他発生するすべての実費相当額を申し受けます。

第8条（オンライン研修の保証の否認および免責等）

1. 何らかの理由により甲が責任を負う場合であっても、甲は、乙が被った損害につき、乙が甲に支払ったオンライン研修の対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益に係る損害については、賠償する責任を負わないものとする。

2. 乙は、オンライン研修において、自らの判断と責任の下、言動、行動、活動、投稿、発言および発信等を行うものとし、オンライン研修に関連して乙と第三者との間で生じた取引、連絡および紛争等については、甲は一切責任を負わないものとする。

3. 乙はオンライン研修を利用するにあたり、自己の費用と責任でオンライン研修を利用するために必要となるパソコン、スマートフォン等の端末、インターネット回線、ヘッドホンセット、Webカメラ、ソフトウェアのインストールその他の設備を用意する。乙のインターネット回線の状況、パソコン環境、その他予期せぬ理由により、コンテンツの中断、速度低下、障害、停止もしくは利用不能、または中止等の事態等が発生した場合も、これによって乙に生じた損害について甲は一切責任を負わないものとする。

4. 乙は、甲がオンライン研修の品質向上のため、録音または録画を行う場合があることに同意するものとする。

第9条（やむを得ない場合の停止等）

甲は、以下のいずれかに該当する場合、乙に事前に通知することなく、オンライン研修の一部または全部の停止または中断をすることができるもの

とし、この場合、甲は、乙に生じた損害について、一切の責任を負わず、返金または利用期間の延長等も行わないものとする。

- (1) オンライン研修の提供に必要な装置、コンピュータ、システムまたは通信回線等の保守または点検を行う場合
- (2) オンライン研修の提供に必要な装置、コンピュータ、システムまたは通信回線等が不通、不良および事故等により使用不能となった場合
- (3) 火災、落雷、地震、風水害、停電およびその他の天災地変に起因してサービス提供が困難な場合
- (4) いわゆるハッカー等の介入によりサービス提供が困難な場合
- (5) その他、やむを得ない事由により、甲が停止または中断の必要があると判断した場合

第 10 条（甲による解約）

1. 乙に次に定める事由が生じた場合、甲は何らの通知催告を要せず、直ちに個別契約を解除できるものといたします。この場合、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げないこととします。

- (1) 手形、小切手の不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等公権力の行使を受けたとき
 - (3) 破産、民事再生手続、会社更生の申立をし、またはその申立を受けたとき、もしくは解散の決議をしたとき
 - (4) 自ら、または第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辭、業務妨害行為などの行為をしたとき。
 - (5) 自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）であることが判明したとき。
 - (6) 自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団等でないことに関する相手方の調査に協力せず、または相手方に求められた資料等を提出しないとき。
 - (7) 所在不明、または 1 カ月以上にわたり連絡不能となったとき。
 - (8) 甲に提出・送信した、乙に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。その他、重大な過失または背信行為があったとき。
 - (9) 本約款または個別契約に違反したとき。
 - (10) その他前各号に準ずる事態が発生し、甲が止むを得ないと判断したとき。
2. 甲が前項に基づき個別契約を解除したことにより、乙もしくはその関係者に損害が生じたとしても、甲はこれによる一切の損害賠償責任を負わないものものといたします。
3. 第 1 項に規定する場合、乙が甲に対して負担する一切の債務についてその期限の利益を喪失するものとします。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的な運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、ならびにこれらを利用する関係、これらに資金等を提供し、または便宜を供与する関係、その他社会的に非難されるべき関係にある者（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 甲または乙が前各項に違反した場合、相手方は、通知・催告の手続きを経ることなく、本契約を解除することができるものとする。
4. 前項により本契約を解除された者は、その解除により生じた相手方の損害を賠償しなければならない。尚、解除された者は相手方に対し何らの請求をすることができないものとする。

第 12 条（損害賠償）

甲および乙は、自らの責により相手方に損害を与えた場合、直接かつ通常の損害に限り、相手方に対してその損害を賠償する義務を負うものものとします。

第 13 条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、本約款または個別契約上の地位もしくは本約款または個別契約から生じる権利義務の全部または一部を、事前の相手方の書面による承諾なくして第三者に譲渡できないものものといたします。

第 14 条（再委託）

甲は、前条の記載に関わらず、本約款および個別契約における甲と同等の義務を負わせることにより、本約款および個別契約に基づき提供する研修プログラムの一部または全部の履行を第三者に再委託できるものものといたします。

第 15 条（禁止事項）

乙は、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると甲が判断する行為を行わないものとする。

- (1) 甲または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（甲の実施する研修業務を写真撮影、録画、録音またはそれに準ずる行為を含むが、これに限られない。）
- (2) オンライン研修の利用形態を超えて利用（複製、送信、転載、改変等の行為を含むが、これに限られない。）する行為
- (3) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
- (4) 猥褻な情報または青少年に有害な情報を送信する行為
- (5) 甲または第三者に対し宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘または交際を目的とする行為
- (6) 法令または甲もしくは乙が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (7) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
- (8) 甲によるオンライン研修の運営を妨げるおそれのある行為
- (9) 第三者の ID またはパスワードを利用する等第三者に成りすます行為、または自己の ID およびパスワードを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等する行為
- (10) その他、甲が不適切と判断する行為

第 16 条（免責事項）

甲は、天変地異・戦争・暴動・内乱その他の社会的な事変、法令の制定・改変、政府による命令・処分・指導等の公権力の行使、通信回線の事故、輸送または通関等の遅延等、甲の責めに帰すべからざる事由による本約款および個別契約の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能について、一切その責任を負わないものものといたします。

第 17 条 (秘密情報の定義)

1. 本約款および個別契約における秘密情報とは、口頭、書類、電子媒体等の情報開示手段の種類を問わず、研修プログラムの提供もしくは利用に関連して一方当事者（以下「情報開示者」といいます）から他方当事者（以下「情報受領者」といいます）に開示される技術上または営業上の有用な情報であって、次の各号の一に該当するものとし、

- (1) 秘密である旨が明瞭に表示された書面、図表、その他関係資料等の有形の形態により開示される情報
 - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭その他無形の形態で開示される情報であって、かかる口頭の開示後 30 日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示される情報
2. 前項の規定にかかわらず、情報開示者の書面による事前の同意を得た場合、または、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報に該当しないものとし、
- (1) 情報を受領する前に、既に公知または公用となっていた情報
 - (2) 情報を受領する前に、情報受領者が既に自ら正当に所持していた情報
 - (3) 情報を受領した後に、情報受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (4) 情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (5) 情報受領者が受領した情報を用いることなく独自に開発した情報
 - (6) 法令により開示を要求された情報（ただし、当該要求に応じるために必要な範囲に限って前項の適用を免れるものとし、

第 18 条 (秘密保持)

1. 情報受領者は、研修プログラムを提供もしくは利用するうえで、秘密情報を知らせる必要のある自己の役員および従業員（以下「従業員等」といいます）以外の者に、秘密情報を開示または漏洩してはならないものとし、また、従業員等に対し本約款および個別契約に基づき自己が遵守すべき義務と同一の義務を遵守させるものとし、
2. 情報受領者は、研修プログラムの提供もしくは利用のためにのみ秘密情報を使用し、他のいかなる目的のためにも秘密情報を使用しないものとし、
3. 情報受領者は、本条の秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、
4. 情報受領者は、情報開示者から受領した資料等で秘密情報を記載したもの（書類、電子媒体等）（以下「秘密資料」といいます）の不当な開示または紛失を防止するために、自己が適切と判断する措置を講じるものとし、万一紛失した場合は、直ちに情報開示者にその旨を通知し、その後の措置について相手方の指示に従うものとし、
5. 情報受領者は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、研修プログラムの提供もしくは利用のために必要最低限の範囲を除き、秘密資料を複製・複製しないものとし、また、本条に基づき複製された秘密資料についても本約款および個別契約の各条項が適用されるものとし、
6. 第 4 項の秘密資料には、情報開示手段の種類にかかわらず、情報開示者から開示された秘密情報を、情報受領者において文書化したものを含むものとし、

第 19 条 (研修講師の個人情報の取扱)

乙は、研修プログラムの実施に際し、甲から派遣される講師の個人情報（本人と認識できる映像または画像、経歴、氏名など）の提供を受ける、もしくは乙自らが取得をする場合、これを以下の各号に基づき取り扱うものとし、

- (1) 講師の個人情報は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、公開しないこと
- (2) 講師の個人情報を乙において利用する場合には、事前に甲の承諾を得ること
- (3) 本条第 1 項に基づき講師の個人情報を公開した場合においても、甲の要望があれば個人情報の掲載を中止すること
- (4) 乙が第三者のために個別契約を締結する場合、乙は当該第三者に本条各号で定める事項を遵守させること

第 20 条 (個人情報等の定義)

本約款および個別契約における個人情報等とは、以下の各号に該当するものとし、

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」といいます）第 2 条第 1 項に定める「個人情報」
- (2) 前号のほか、甲および乙が特に合意して定めた情報

第 21 条 (個人情報等の取り扱い)

1. 甲は、個人情報保護法および関連するその他の法令・規範（以下、「法令等」といいます）を遵守するとともに、乙の同意の下に得た個人情報等の守秘されるべき情報について、法令等に基づき適切に取り扱うものとし、

2. 甲は、乙より提供された個人情報等について、ご本人からの問い合わせ対応、研修の運営管理、他の研修プログラムの案内、統計資料作成の目的以外には使用いたしません。
 3. 甲は、個人情報等の目的外使用、漏洩、紛失、改竄等の防止、その他個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じることとし、
 4. 甲は、法令に定める場合を除き、個人情報等を事前に乙の同意を得ることなく第三者へ提供することは一切いたしません。なお、甲の業務を第三者に再委託し、乙の同意を得て、当該再委託先に対して必要な範囲で個人情報等を提供する場合は、当該再委託先に関し、必要な調査を行ったうえで、秘密を保持させるために適正な監督を行うものとし、
 5. 甲は、個人情報等の開示・訂正・削除・利用停止（以下「開示等」といいます）のご連絡をいただいた場合は、ご本人であることが確認できた場合に限り、手続きを行うものとし、
- なお、個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご相談または開示等の手続詳細については、(<http://www.career-bank.co.jp/privacyinfo/>) よりご確認頂くか、下記の個人情報取扱い担当まで文書でお問合せ下さい。

【お問合せ先】 〒060-0005 札幌市中央区北 5 条西 5 丁目 7sapporo55 キャリアバンク株式会社
個人情報保護管理責任者 専務取締役 FAX : 011-251-5114 / E-Mail : pmark@career-bank.co.jp

第 22 条 (立入検査)

1. 甲および乙は、秘密情報または個人情報等の保管状況、管理状況を検査する必要がある場合、事前に相手方の承認を得て、その保管場所に立ち入ることができるものとし、
2. 前項の検査の結果、甲または乙の秘密情報または個人情報等の保管状況ならびに管理状況について、本約款または個別契約に違反する部分があり、相手方に是正措置を求めた場合は、検査を受けた当事者は直ちに合理的な範囲において自らの責任と費用において解決するものとし、

第 23 条 (知的財産権の帰属)

本約款または個別契約に基づき甲が提供する著作物等の知的財産に関する権利は、甲に帰属するものとし、甲による事前の書面による許諾を得ることなく、使用、複製、転写または頒布することはできません。

第 24 条 (準拠法)

本約款および個別契約は日本法を準拠法といたします。

第 25 条 (管轄裁判所)

本約款または個別契約に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 26 条 (約款の変更)

甲は、本規約を変更することができます。本規約を変更する場合、甲は、甲の本店及び支店並びに甲のウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

第 27 条 (契約終了時の効力)

個別契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第 10 条 (甲による解除)、第 12 条 (損害賠償)、第 13 条 (権利義務の譲渡禁止)、第 17 条 (秘密情報の定義)、第 18 条 (秘密保持)、第 20 条 (個人情報等の定義)、第 21 条 (個人情報等の取り扱い)、第 22 条 (立入検査)、第 23 条 (知的財産権の帰属)、第 24 条 (準拠法)、第 25 条 (管轄裁判所) および本条の規定については、なお効力を有するものといたします。

第 28 条 (適用期日)

本約款は、2022 年 11 月 1 日以降に適用いたします。

【2015 年 6 月 1 日制定】

【2022 年 3 月 1 日改定】

【2022 年 11 月 1 日改定】